

あさぎり町価格高騰に伴う低所得世帯支援事業
低所得者及び定額減税補足給付金
(こども加算支援)のご案内



給付額

支給対象児童1人あたり **5万円**

支給対象
児童

給付対象世帯の世帯員である18歳以下の児童
(平成17年4月2日生まれ以降の児童)

ただし、住民票を移さずに施設に入所している児童等、令和5年12月1日時点で
扶養していない(生計を同一にしていない)児童は**対象外**です。

給付対象
世帯
(確認書発送
対象世帯)

次の①から③の全てに該当する世帯

- ①令和5年12月1日(基準日)に、あさぎり町に住民登録がある
- ②上記の支給対象児童を扶養している
- ③下記の**ア**または**イ**のいずれかに該当する

ア令和5年度住民税均等割のみ課税世帯
イ令和5年度住民税非課税世帯給付金(7万円)の**未受給世帯**

※ただし、以下の①～③のいずれかに該当する世帯を除きます。

- ①世帯全員が住民税均等割が課されている方の扶養親族等になっている世帯
- ②他の市区町村が実施する同趣旨の給付金(5万円/人)を受給した世帯

受給方法

対象と思われる世帯に確認書を送付しています。

①同封の「**確認書**」に必要事項を記入してください。【別紙の記入例を参考】
(※必要に応じて、本人確認書類、口座確認書類の写しを添付してください。)

②同封の「**返信用封筒**」であさぎり町に返送してください。

(提出期限まで返送がない場合は給付金を受け取れません。)

※別居している児童を監護し、生計を同一にしている場合で給付金を受け取る
為には、**別途申立が必要**です。問い合わせ先までご連絡ください。

※基準日以降、令和6年4月1日までに出生した児童で支給金額に反映されてい
ない(対象児童に入っていない)場合についても、**別途申請が必要**です。

提出期限

令和6年5月31日(金)

問い合わせ

あさぎり町役場 生活福祉課

☎45-7214(直通) 平日のみ8:30~17:15

詐欺に
ご注意
ください

あさぎり町から、以下のお願いなどは、絶対に行いません。

- ・銀行、コンビニエンスストアなどのATM(現金自動預払機)操作をお願いすること。
- ・キャッシュカードの暗証番号を照会すること。・ATMを操作して、町から給付金を振り込んでもらうこと。・給付のための手数料などの振り込みを求めること。